意見提出者一覧(計6者)

整理 No. (五十音順)	意見提出者名
No. 1	AMIO フォーラム
No. 2	(株)mmbi
No. 3	KDDI(株)
No. 4	(株)ジャパン・モバイルキャスティング
No. 5	(社)日本新聞協会
No. 6	日本テレビ放送網(株)

平成23年3月31日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

郵便番号 107-0052

住 所東京都港区赤坂3-13-3

氏 名 $\stackrel{7}{A}M^{\stackrel{1}{i}}I^{\stackrel{4}{O}}$ フォーラム

代表 中村 伊知哉

「V—Highマルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

省令等の名称	該当箇所	意見
放送法関係審	第6条	V-Highマルチメディア放送について
査基準の一部	(4) 認定をすることが放送の普及	は、リアルタイム型放送に加え、蓄積型
を改正する訓	及び健全な発達のために適切であ	放送もあります。従来型の動画配信だけ
令案	ること。別紙1の基準に合致するこ	でなく、電子新聞・出版コンテンツの配
	と。	信など、新たな活用法が期待されていま
		す。
	別紙1(第6条関係)の基準につい	しかし、今回の審査基準によると、イ
	て	ンターネットで同様のコンテンツを配
		信する場合と異なり、番組準則や番組基
		準の策定、放送番組審議機関の設置とい
		った番組規律が適用されることになり
		ます。
		番組規律は委託放送事業者だけでな
		く、委託放送事業者に対してコンテンツ
		を提供する事業者にも、間接的に影響が
		及ぶことが考えられます。
		このまま規律が適用された場合、新た
		な分野からのコンテンツ提供を促し、マ
		ルチメディア放送の普及・発展を目指す
		上で、阻害要因になりかねません。
		マルチメディア放送においては、自主
		的なガイドラインの策定に委ねるなど
		して、極力これらの規律が適用されない
		形の措置を講ずることで、多様なコンテ
		ンツが流通するための環境を整えるべ
		きだと考えます。

総務省 情報流通行政局 放送政策課 御中

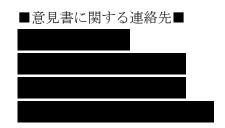
郵便番号 100-6104

住所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 株式会社mmbi

代表取締役社長 二木 治成

「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。



以下のとおり意見を提出します。

<全体>

当社は、V-Highマルチメディア放送の提供にあたっては、従来の放送にない新たな放送サービスとして様々な利用形態が創造されることが重要であると考えており、また同時に一からの立ち上げとなるため、放送の早期普及に向けた受信設備の普及促進や、利用しやすい料金体系の確立をはじめとする、様々な課題が存在するとも考えております。

本制度整備案は、そのような利用形態の創造やそれらの課題の解決につながる考え方を含んでおり、 V-High マルチメディア放送の早期普及を推進する内容となっていると考えます。

以上の理由により、今回の制度整備案について、全体を通して賛成します。

<個別>

省令等の名称	該当箇所	意見
放送普及基本計画	第1 1 (3)	・委託放送事業者による、新しい考え方に基づく
【別添 1-5】		様々な利用形態の創造やサービスの提供を促進
委託放送業務の認定に	第 4 条(3) 放送の特性を	する内容となっていることから、このような計
係る認定方針	生かしたサービスの推進	画及び認定方針とすることに賛成します。
【別添 1-9】		
	第 2 条 (認定する委託	以下の理由により、このような認定方針とするこ
	放送業務)3	とに賛成します。
		・委託放送事業者毎に異なる戦略やビジネスモデ
		ルを反映できるようなセグメント領域の申請区
		分となっているため。
		・V-High マルチメディア放送の早期普及に向け、
		全セグメント領域一括での認定申請が望まし
		く、そのような内容になっているため。
	第4条(6) 国内受信者の	・ V-High マルチメディア放送は一からの立ち上
	利益の確保	げとなるため、委託放送事業者間で共通に利用
	(8) 受信設備の普及に	できるシステムの構築や、各委託放送事業者及
	関する事項	び各携帯電話事業者との共同で受信設備の普
		及に取り組むことが、普及促進に向けて重要で
		あることから、このような認定方針とすること
		に賛成します。

意見書

平成23年4月4日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

郵便番号 102-8460

住所 東京都千代田区飯田橋 3-10-10

氏名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりゃくしゃちょう たなか たかし代表取締役社長 田中 孝司

「V-Highマルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所		意見
放送法施行規	第 17 条	「放送の普及及び健全な発達のために特に必要が
則 (昭和 25 年	の八	あると認める場合その他特別の事情がある場合を
電波監理委員	第3項	除き、移動受信用地上放送業務に関し使用するセ
会規則第 10		グメント数及び基準セグメント数の合計が十三を
号)		超えないこと」とされています。
		当該規定に基づき、例外的に一の事業者に合計十
		三を超えるセグメント数 (基準セグメント数含む)
		を割り当てることとなる場合は、携帯端末向けマ
		ルチメディア放送が地デジ化による跡地利用とい
		う国民社会全体の多大な負担と協力のもとで実現
		される新たなメディアであることに鑑み、放送の
		多元性・多様性確保や当該メディアの健全な発展
		等の観点から、国民社会全体の理解を得た上で執
		り行われることが必要と考えます。

総務省 情報流通行政局 放送政策課 御中

郵便番号 100-6104

住所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 株式会社ジャパン・モバイルキャスティング 代表取締役社長 永松 則行

「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を別紙のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見書に関する連絡先

「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

省令等の名称	該当箇所	意見
平成 23 年●月●日から同年●月	第2条(認定する	基本的に方針案に賛同します。
●日まで申請を受け付ける移動受	委託放送業務)3	また、割り当てられた周波数に対して効率的に
信用地上放送 (207.5MHz から		委託放送事業者が参入することができるよう
222MHz までの周波数を使用して		に、当該認定方針については、委託放送事業者
行うものに限る。)に係る委託放送		の参入状況を考慮し、適宜見直しがなされるこ
業務の認定に係る認定方針		とを要望いたします。
【別添1-9】		

以上

意見書

2011年3月30日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

> 〒100-8543 東京都千代田区内 幸 町 2-2-1 日本プレスセンタービル 7 階 社団法人日本新聞協会 メディア開発委員会 委員長 芹 川

「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備案」 に対する日本新聞協会メディア開発委員会の意見

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般総務省が示した「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備案」に対して、下記の意見を述べる。

メディア開発委員会は、これまで、言論・表現の自由は、報道機関の自律によって守られるべきものであり、法律による規制はなじまないとの観点から、新たな放送サービスの導入や制度整備の際に意見を述べてきた。昨年 10 月の「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等についての意見募集」に際しても、「蓄積型放送など『電子新聞』サービスに対して放送規律が一律に適用されれば、ジャーナリズム活動のみならず、同放送の普及・発展が阻害されかねないため、適用するべきではない」と指摘した。今年 1 月の「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」でも同様の意見を提出した。

今回の制度整備案には、参入審査の際の絶対審査項目として、番組準則などの内容規制 や放送番組審議機関の設置などの放送規律が含まれている。このままでは、新聞社が委託 放送事業者となって蓄積型放送で紙面を送ろうとする場合、番組準則を通じて、国の規律 が新聞の編集に及ぶ可能性があり、言論・報道機関である新聞社が総務省の関与を受ける ことになる。

番組準則などの内容規制や放送番組審議機関の設置などの放送規律は、V-High マルチメディア放送に適用すべきではないことを改めて表明する。

以 上

意見書

平成23年4月4日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

〒105-7444
とうきょうとみなとくひがししんばし
東京都港区東新橋一丁目6-1
にほん ほうそうもうかぶしきがいしゃ
日本テレビ放送網株式会社
メディア戦略局長 務台 昭彦

「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係わる制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

連絡担当者

省令等	該当	意見
の名称	箇所	
全体		<意見> 概ね賛成である。
		<理由> 弊社は、㈱mmbiの株主として、㈱mmbiの委託放送事業への参入 と V-High マルチメディア放送の早期実現に向け、さまざまな検討 を進めているところである。
		制度整備案は、従来の放送にない新たな放送サービスとして多様な利用形態を創造させものであり、またこのサービスに関する課題を解決するものである、と評価している。
		<要望> 弊社は、委託放送事業参入を希望している(株)mmbiに、地上放送で培った報道、娯楽、教養、教育といった多様な番組の供給を考えている。これには著作権処理ルールの確立など時間を要する課題もあり、委託放送事業者を早期に認定するよう要望する。
		以上